

愛知県地球温暖化対策計画書制度の見直しの概要

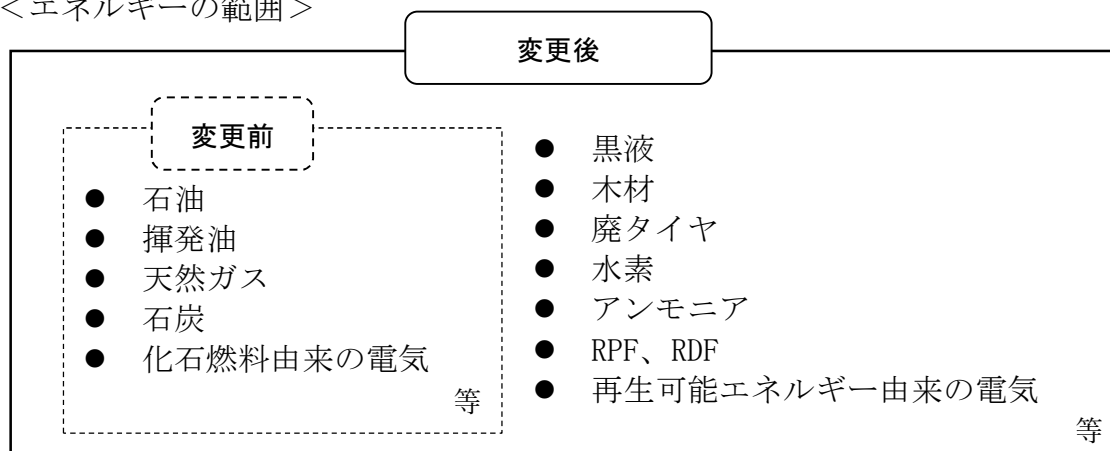
省エネ法の改正や「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）」の策定を踏まえ、愛知県地球温暖化対策推進条例施行規則を改正し、2024年4月1日に施行しました。なお、2023年度までに提出された計画書の計画期間が終了するまでは、原則、旧様式により実施状況書を提出してください。

1 対象事業者の範囲（変更）

(1) エネルギー起源 CO₂

改正省エネ法に合わせて、再生可能エネルギー等を含むエネルギー使用量が原油換算で 1,500kl 以上の事業者を対象とする。

＜エネルギーの範囲＞



(2) エネルギー起源 CO₂ 以外

温対法施行令・算定省令の改正に合わせて、算定活動対象・排出係数・地球温暖化係数により算定した排出量の合計が温室効果ガスの種類ごとに 3,000 t-CO₂ 以上、かつ常時使用する従業員の数が 21 人以上を対象とする。

2 再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標（追加）

事業者における再生可能エネルギー等の導入拡大を促進するため、再生可能エネルギー等の優先的な使用に係る目標等を計画書及び実施状況書に追加する。

また、設定した目標や達成状況については、評価基準により評価し、評価結果を公表（S, A ランクのみ）する。

3 気候変動関連の目標及び計画に関する情報（追加）

計画書において、2030 年度や 2050 年などの中長期的な期間で温室効果ガスを削減する計画を検討し、その目標等を記載することができるように変更するとともに、当該目標を公表する。なお、本記載は任意とする。

4 温室効果ガス排出量（計画期間 3 年間の削減量）の評価ランク（変更）

あいち地球温暖化防止戦略 2030 の排出削減目標の引き上げを踏まえ、ランクの評価基準を変更する。また、削減率は、これまでの計画期間 3 年間の平均値ではなく、第 3 年度（最終年度）の結果で評価する。

※詳しくは、以下の Web ページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html>